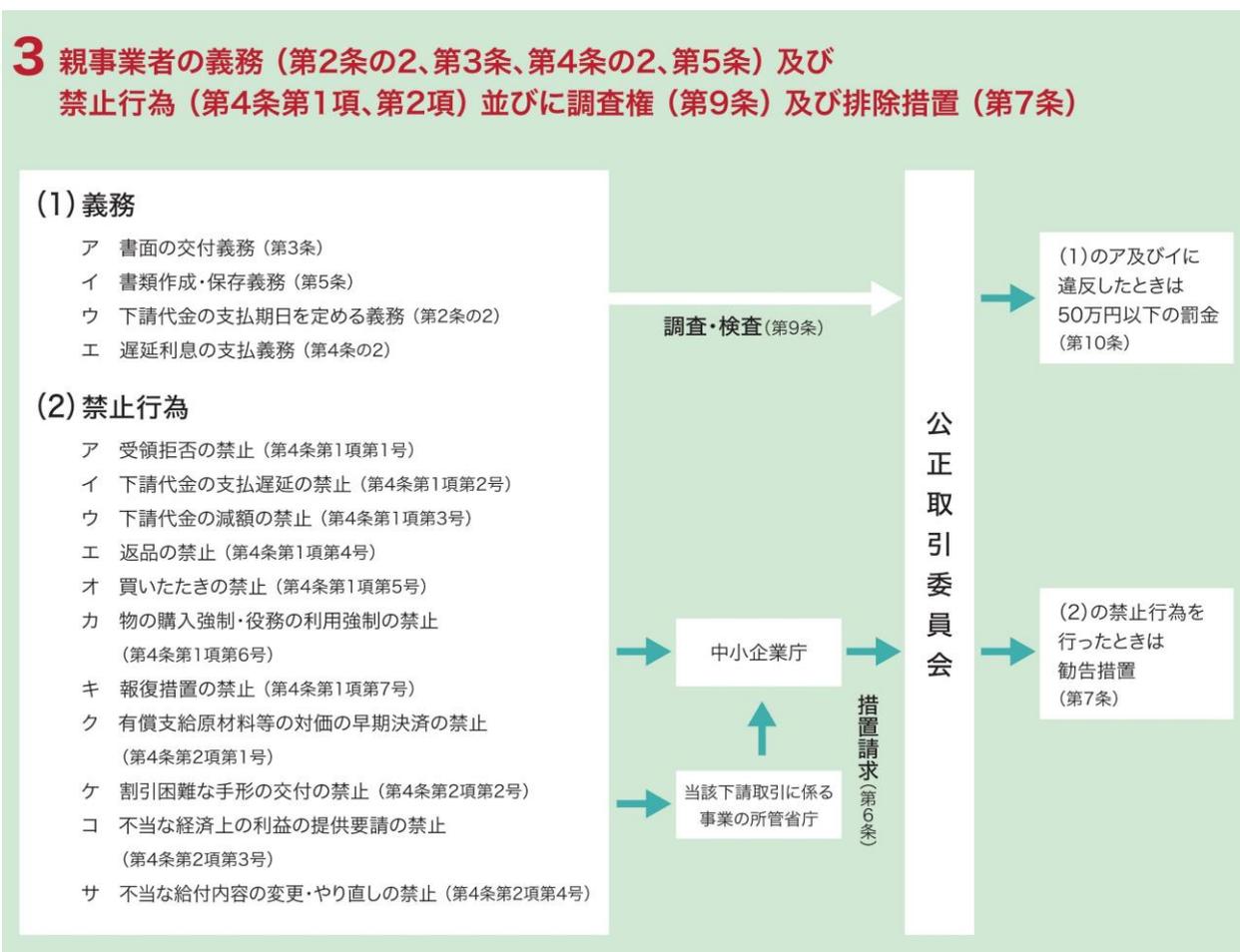


次に親事業者・下請事業者との立場は、お互いの資本金額によって決まりますが、ウチヤ社(資本金 7,600 万円 2020 年 7 月現在)はこの両方の立場を持っていて、親事業者の立場となるのは、ウチヤ社は資本金が 1 千万円超 3 億円以下に該当し、サーモスタットの部品加工をお願いしている資本金 1 千万円以下の共栄会会員社殿は下請事業者となります。反対にウチヤ社がこの下請事業者の立場となるのは、サーモスタットの販売先の顧客様の資本金が 3 億円超(通常は大手上市会社)で下請事業者は資本金 3 億円以下と規定されており、対象業社となっています。

法律の中身ですが、1. 遵守義務が 4 項目あり違反した場合には 50 万円以下の罰金、2. 11 項目の禁止事項があって、違反した場合には正式な法的措置として一定の拘束力を持った勧告を受け、禁止行為の取りやめ、原状回復及び再発防止措置などの改善が必要となります。



具体的な中身を見ますと、

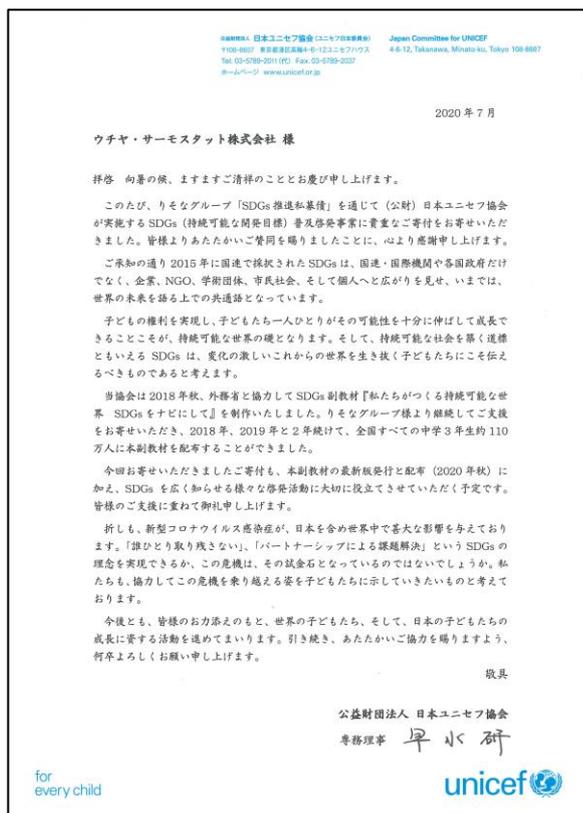
1. (ア) 書面交付義務：委託後、直ちに、給付の内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法等の事項を記載した書面を交付する義務。
- (イ) 書類の作成・保存義務：委託後、給付、給付の受領、下請代金の支払等について記載した書類等を作成し、保存する義務。
- (ウ) 下請代金の支払い期日を定める義務：下請代金の支払期日について、給付を受領した日から 60 日以内で、かつ出来る限り短い期間内に定める義務。
- (エ) 遅延利息の支払い義務：支払期日までに支払わなかった場合は、給付を受領した日の 60 日後から、支払を行った日までの日数に、年率 14.6%を乗じた金額を遅延利息として支払う義務。

2. (1) 受領拒否の禁止： 下請事業者に責任がないにもかかわらず、給付の受領を拒むこと。
 - a. 下請事業者に責任がないのに、物品又は情報成果物を下請事業者と取り決めた受領日に受領しなかったり、発注取り消しを行なってはならない。
- (2) 下請代金の支払遅延の禁止： 支払代金を、支払期日までに支払わないこと。
- (3) 下請代金の減額の禁止： 下請事業者に責任がないにもかかわらず、下請代金の額を減ずること。
 - a. 支払方法が金融機関への振り込みである場合、下請事業者と書面で合意せずに金融機関の振込手数料を下請代金から差し引いてはならない。
- (4) 返品禁止： 下請事業者に責任がないにもかかわらず、給付を受領した後、下請事業者 にその給付に係る物を引き取らせること。
- (5) 買ったときの禁止： 通常支払われる対価に比べて著しく低い下請代金の額を不当に定めること。
 - a. 多量の発注をすることを前提として下請代金の額(又は単価)を決定したにもかかわらず、実際には、少量の発注しか行わなかったことがある場合、下請代金の額を見直す必要がある。
 - b. 下請事業者に見積もをさせ下請代金の額を決定した後、見積時点で予定していた納期を短縮した場合、下請代金の額を見直す必要がある。
 - c. 物品の量産製造の委託終了後に、同物品の少量製造(補給品等)を委託した場合 請代金の額を見直す必要がある。
 - d. 下請事業者との間で、どの様な方法で下請代金の額を決定したかを明確(書面)にしておく必要がある。
- (6) 物の購入強制・役務の利用強制の禁止： 自己の指定する物を強制して購入させ、又は役 務を強制して利用させること。
- (7) 報復措置の禁止： 中小企業庁又は公正取引委員会に対して、禁止行為を行ったことを知らせたとして、取引を中止するなど不利益な取扱をすること。
- (8) 有償支給原材料等の対価の早期決算の禁： 有償支給原材料等を自己から購入させた合、支払期日より早い時期に支払わせること。
- (9) 割引困難な手形の交付の禁止： 支払期日までに一般の金融機関で割引を受けることが困難な手形を交付すること。下請代金の支払いに係る手形等のサイトについては、繊維業 90 日以内、その他の業種 120 日以内とすることは当然として、段階的に短縮に努めることとし、将来的には 60 日以内とするように努めること。
- (10) 不当な経済上の利益を提供要請の禁止： 自己のために、金銭、役務などの経済上の利益を提供させること。
- (11) 不当なやり直し等の禁止： 下請事業者に責任がないにもかかわらず、給付の内容を変更させたり、給付をやり直させること。

ウチヤ社は、創業から 64 年の歳月を経過した会社であり、契約をした当初は、しっかりと法律を守っていても、長年に渡って取引が行われるうちに気が緩み、禁止行為をしてしまうかもしれません。これからは、ISO 品質システムに確りと取り込み、定期的に内部監査を行い、担当者に法令遵守を呼びかけましょう。又、責任者だけが下請法の内容を知っていても、実際に下請取引を行う担当者が法律を知らなければ、違反行為をしてしまう可能性があります。従業員全員に周知して下請業者殿とは清く正しい取引を継続して、お互いに Win-Win の関係を構築して行きましょう。

以上

今年の「おんど4月号」で紹介しました、SDGs推進私募債の発行に対し、感謝状をいただきましたのでご報告致します。



寄付先の日本ユニセフ協会からのお礼状です

